

住之江区区政会議公募委員選考会議開催要綱

（目的及び設置）

第1条 住之江区区政会議の公募による委員の選考を適正かつ公平に行うため、住之江区区政会議公募委員選考会議（以下、「会議」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）住之江区区政会議公募委員の選考の実施及び選考結果の判定に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（メンバー）

第3条 会議のメンバーは、区長が必要と認める者2名以上をもって充てる。

（開催期間）

第4条 会議の開催期間は、概ね2年間とする。

（会議）

第5条 会議は、区長が開催する。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、住之江区役所総務課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月22日から施行する

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する

附 則

この要綱は、令和３年６月９日から施行する。